

○総務省告示第百九十一号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があったので、平成二十三年総務省告示第四百八十八号（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件）の一部を次のように改正し、同条第三項の規定に基づき、告示する。

令和元年十月一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	<table border="1"> <tr> <td>届出をした指定町村の名称</td> <td>福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村</td> </tr> <tr> <td>届出に係る事務の範囲</td> <td>法律又は政令 事務</td> </tr> </table>		届出をした指定町村の名称	福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村	届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務	<table border="1"> <tr> <td>届出をした指定市の名称</td> <td>福島県 いわき市 田村市 南相馬市</td> </tr> <tr> <td>届出に係る事務の範囲</td> <td>法律又は政令 事務</td> </tr> </table>		届出をした指定市の名称	福島県 いわき市 田村市 南相馬市	届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務	改正後
	届出をした指定町村の名称	福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村											
	届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務											
	届出をした指定市の名称	福島県 いわき市 田村市 南相馬市											
届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務												
<table border="1"> <tr> <td>届出をした指定町村の名称</td> <td>福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村</td> </tr> <tr> <td>届出に係る事務の範囲</td> <td>法律又は政令 事務</td> </tr> </table>		届出をした指定町村の名称	福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村	届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務	<table border="1"> <tr> <td>届出をした指定市の名称</td> <td>福島県 いわき市 田村市 南相馬市</td> </tr> <tr> <td>届出に係る事務の範囲</td> <td>法律又は政令 事務</td> </tr> </table>		届出をした指定市の名称	福島県 いわき市 田村市 南相馬市	届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務	改正前	
届出をした指定町村の名称	福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村												
届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務												
届出をした指定市の名称	福島県 いわき市 田村市 南相馬市												
届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務												
<table border="1"> <tr> <td>届出をした指定町村の名称</td> <td>福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村</td> </tr> <tr> <td>届出に係る事務の範囲</td> <td>法律又は政令 事務</td> </tr> </table>		届出をした指定町村の名称	福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村	届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務	<table border="1"> <tr> <td>届出をした指定市の名称</td> <td>福島県 いわき市 田村市 南相馬市</td> </tr> <tr> <td>届出に係る事務の範囲</td> <td>法律又は政令 事務</td> </tr> </table>		届出をした指定市の名称	福島県 いわき市 田村市 南相馬市	届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務		
届出をした指定町村の名称	福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村												
届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務												
届出をした指定市の名称	福島県 いわき市 田村市 南相馬市												
届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務												
<table border="1"> <tr> <td>届出をした指定町村の名称</td> <td>福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村</td> </tr> <tr> <td>届出に係る事務の範囲</td> <td>法律又は政令 事務</td> </tr> </table>		届出をした指定町村の名称	福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村	届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務	<table border="1"> <tr> <td>届出をした指定市の名称</td> <td>福島県 いわき市 田村市 南相馬市</td> </tr> <tr> <td>届出に係る事務の範囲</td> <td>法律又は政令 事務</td> </tr> </table>		届出をした指定市の名称	福島県 いわき市 田村市 南相馬市	届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務		
届出をした指定町村の名称	福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村												
届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務												
届出をした指定市の名称	福島県 いわき市 田村市 南相馬市												
届出に係る事務の範囲	法律又は政令 事務												

附 則

この告示は、公布の日から施行する。